



いろこい あいなん
ainan

第219号 (2023年10月)

『かんきょうかわら版』

愛南町環境衛生課 TEL 72-7316

11月のごみ収集日についてお知らせ

令和5年11月3日(金)のごみ収集は休業となります。そのため、「びん・缶」の収集日が第1金曜日の地区では、11月の「びん・缶」、「ペットボトル」、「不燃物」の収集日がそれぞれ1週ずつ繰り下がりますのでご注意ください。また、金曜日が可燃ごみの収集日になっている地区は、11月6日(月)に出すようにしてください。なお、大浜の環境衛生センターも11月3日(金)は休業となります。

令和5年11月の資源ごみ収集日が変更となる地区

ブロック	収集地区	びん・缶(茶)	ペットボトル(緑)	不燃物(青)
⑤	矢ノ町1～3 / 中町上・下 / 北裡 / 後1～3 / 清水 / 沖1・2 / 中原 / 松本 / 久保 / 鳥越 / 古月 / 鮪越 / 日土 / 大寿浦 / 真浦 / 西真浦 / 新浦	11月10日 (金)	11月17日 (金)	11月24日 (金)

※これ以外の地域は、資源ごみ収集日の変更はありません。

令和5年度「野良猫(地域猫)対策支援事業」のお知らせ

愛媛県獣医師会では猫を管理、共生することを目的として、飼い主のいない生後6ヶ月以上の雌の野良猫(地域猫)の避妊手術を無料で行っています。

今年度も次のとおり実施しますので、希望される方は申込期日までにお申し込みください。

※支援対象の猫の選定については愛媛県獣医師会において審査が行われ、11月中旬に愛媛県獣医師会から直接支援対象者へ通知があります。

※町が実施する愛南町猫繁殖制限措置推進事業とは別の事業です。



1. 申込期間 令和5年10月2日(月)から10月31日(火)まで
2. 申込先 役場本庁環境衛生課又は各支所窓口へお越しく下さい。
※認印が必要です。
3. 問合せ先 愛媛県獣医師会(事業内容について)TEL 089-948-5367
愛南町役場環境衛生課 TEL 72-7316

川はごみ箱じゃない！

近年、河川へのポイ捨てや不法投棄が頻繁に見受けられます。特に蓮乗寺川では、まるでごみ箱のように様々なごみが捨てられています。これによって、河川の水質や景観が悪化するだけでなく、捨てられたごみが風や水流などで海に流出してしまいます。もちろん、これらの行為は犯罪です。ポイ捨て、不法投棄は絶対にしないでください。なお、今後も町では投棄者の身元を特定でき次第、警察と連携して厳正に対処してまいります。



蓮乗寺川に捨てられたペットボトルなど



令和5年8月、蓮乗寺川に捨てられた座布団

🔥 野外焼却は法律で禁止されています 🔥

野外焼却は、廃棄物の不適正処理にあたり、ダイオキシンや有害物質の発生原因になるだけでなく、火災の原因となる可能性があります。また、**悪臭や煙などで近隣住民の迷惑になる**ことから、廃棄物処理法により、下記の例外を除いて禁止されています。

※紙、ダンボール等の処分を目的とした焼却(たき火)は、軽微であっても認められていません。家庭のごみの焼却もできません。

違反した場合には、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)** またはその両方の罰則が科せられます。

○野外焼却禁止の例外について

- ・ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・ 農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

※作業前には、近隣住民の方へ一声かける等してください。

- ・ 落ち葉焚き、キャンプファイヤー等、軽微な焼却

【例外の場合でも事前に消防署への届出(揚煙届ようえんとどけ)が必要です】

